

# 患者さま 各位

院外処方せんの一部のお薬を一般名（成分名）で処方します。

平成27年10月19日より、当院が発行する院外処方せんは、一部のお薬について、『新薬（先発品）』や『ジェネリック薬（後発品）』を患者様に選んでいただくことが出来るよう、一般名（成分名）で処方いたします。

## ◎ 例えば)

『ガスター錠20mg』というお薬の一般名は『ファモチジン』という名前です。医師が処方せんに『ガスター錠20mg』を処方すると、患者さまはこの薬しか受け取れませんが、『【般】ファモチジン20mg』と処方すると、患者さまは同じ成分で値段の違うジェネリックも自由に選ぶことが出来ます。

## どうして一部なの？

すべてのお薬には、もちろん成分がありますので どの薬も一般名で表すことができます。

しかし、中には2種類、3種類の成分が混合されているものや、一般名にすることが難しいお薬もあります。

また一般名で処方しても選べる薬が1つしかないケースもあります。